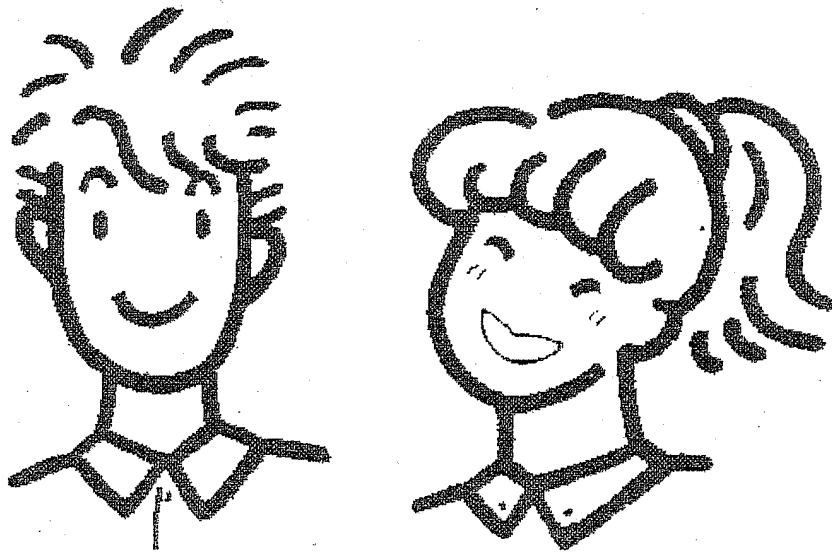


美容・理容 の てびき

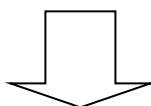


足立保健所

理容所・美容所開設までの流れ

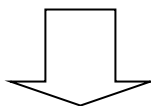
事前相談

施設の工事着工前に施設の設計図(作業室の面積、客待ちの面積、設備の配置等を記載したもの)等を持参の上、事前にご相談ください。
事前相談後に開設届をお渡しします。



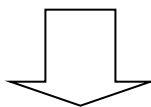
届 出

P4「開設届についての提出書類」に記載の書類などを保健所に持参してください。
届出の目安は、開設予定日の10日から15日前です。
届出には手数料(¥24,000円)が必要です。



施設検査

施設が完成し、営業できる状態になりましたら保健所職員が検査を行います。
(設備等に不備がある場合には、開設できませんのでご注意ください。)

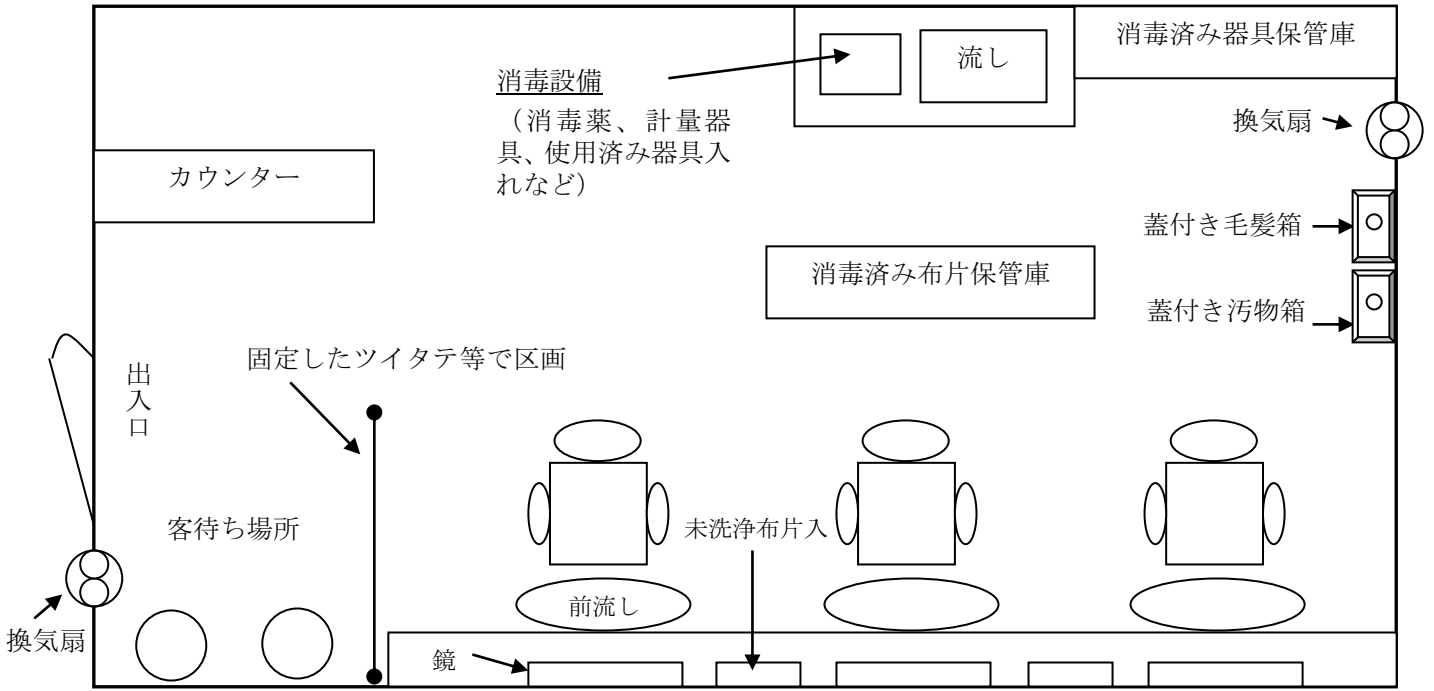


開 設

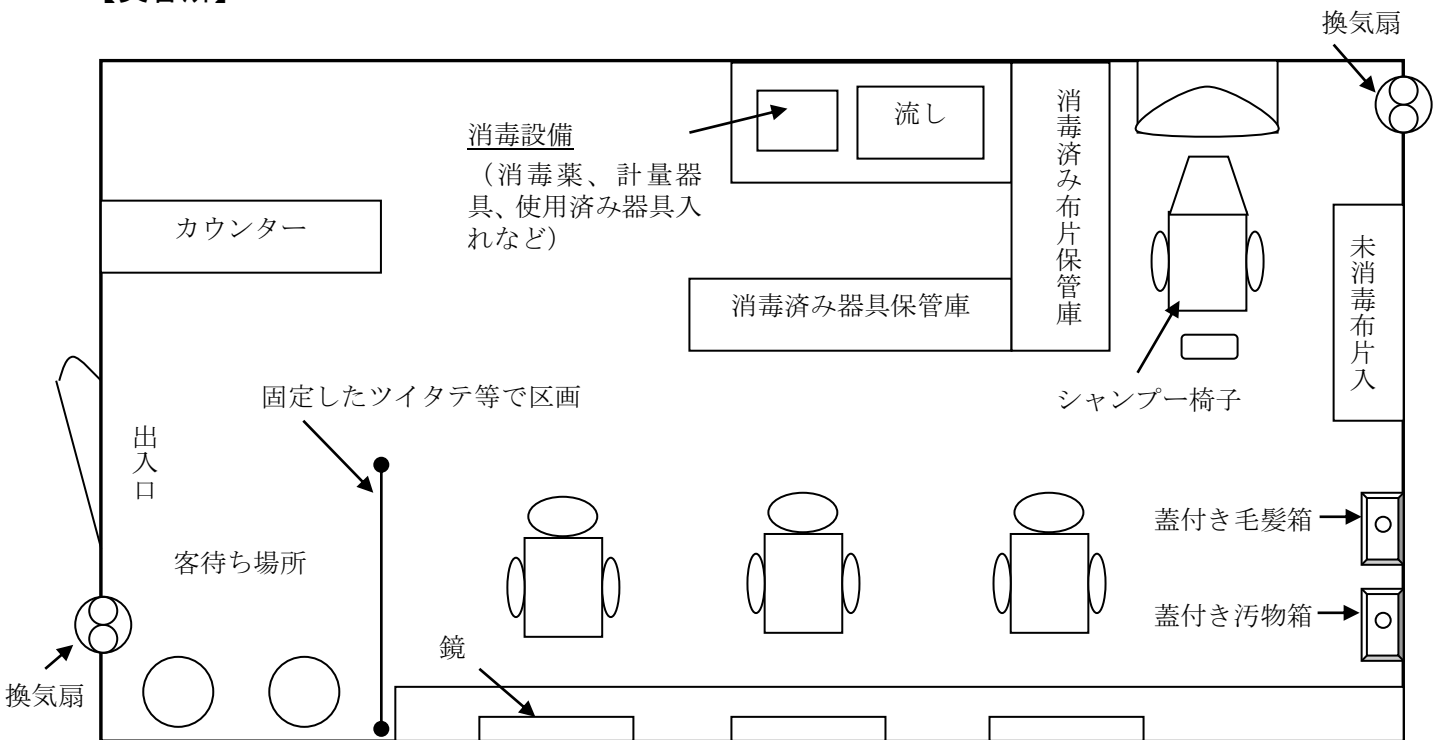
関係法令に適合する確認を受けてから、施設を営業できるようになります。
後日、確認書を交付します。保健所から連絡を受けた後、窓口に取りに来てください。
確認書は再発行できません。大切に保管してください。

理容所・美容所の平面図(例)

【理容所】



【美容所】



理容所・美容所の構造設備

項 目	基 準				
面 積	作業室面積が内測で 13㎡以上 あること。 客待ちは作業室の1/6以上が望ましい。 (店の面積では最低でも 15㎡ 必要)				
椅子 の 台 数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">理 容</td> <td>作業室 13㎡で作業椅子は3台まで。椅子を1台増やすごとに面積を4.9㎡増やすこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美 容</td> <td>作業室 13㎡で作業椅子は6台まで。椅子を1台増やすごとに面積を3.0㎡増やすこと。</td> </tr> </table>	理 容	作業室 13㎡で作業椅子は3台まで。椅子を1台増やすごとに面積を4.9㎡増やすこと。	美 容	作業室 13㎡で作業椅子は6台まで。椅子を1台増やすごとに面積を3.0㎡増やすこと。
理 容	作業室 13㎡で作業椅子は3台まで。椅子を1台増やすごとに面積を4.9㎡増やすこと。				
美 容	作業室 13㎡で作業椅子は6台まで。椅子を1台増やすごとに面積を3.0㎡増やすこと。				
客 待 ち	作業の邪魔にならない入口付近に設け、棚・ツイタテ（固定）等で明確な区画を行うこと。				
床 ・ 側 壁	不浸透性材料（コンクリート・タイル・リノリウム・板など）を使用すること。				
洗 い 場	シャンプー用と器具類の洗浄用とは区別して設けること。				
採 光・照 明	作業場は作業に支障のない明るさで100ルクス以上とすること。				
器 具 等 の 格 納 設 備	消毒済みの器具とタオルを格納する戸棚をそれぞれ準備すること。 また、使用済みの器具とタオルを入れる容器を、それぞれ準備すること。				
消 毒 設 備	器具の洗い場の近くに消毒コーナーを設け、消毒容器・メスシリンダー（100ml、500ml各1個）を備え、常に消毒できるようにすること。				
付 帯 設 備	ふた付き汚物箱・毛髪箱をそれぞれ準備すること。				
換 気 設 備	適正な位置に換気扇と給気口を設けること。				
給 湯 設 備	給湯設備はできるだけ室外に設けるか、室内にあっても空気を汚さない形態のものにすること。				
冷 暖 房 設 備	暖房器具は、できるだけ室内に排気が出ない形態のものを使用すること。				

保健所への届出

開設届についての提出書類		理容師法 11 条(規則 19 条) / 美容師法 11 条(規則 19 条)
○新規申請 ○名義変更 * A ⇄ B * 個人⇄法人 ○移転(仮店舗) ○大規模な構造設備の変更 * 50%以上の改築 * 100%以上の増築及び増改築	①開設届(施設の平面図、案内図、構造設備の概要、従業員名簿を含む) * 開設者が法人の場合は会社の登記事項証明書(6ヶ月以内のもの) * 開設者が外国人の場合は住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)	②有資格者の免許証、管理理・美容師の修了証書(本証を提示。コピー不可) ③有資格者の健康診断書(3ヶ月以内のもの) * 結核、皮膚疾患の有無が記載されたもの ④手数料(¥24,000)

届出内容の変更についての提出書類		理容師法 11 条②(規則 20 条) / 美容師法 11 条②(規則 20 条)
○施設名	①変更届	
○法人名、代表者の変更 ○開設者の住所等の変更	①変更届 * 開設者が法人の場合は登記事項証明書	
○従業員の変更 * 雇入、解雇、異動 * 管理理・美容師の追加	①従業員変更届 ②理・美容師資格者は免許証 * 管理理・美容師の修了証書 ③理・美容師資格者の健康診断書(開設③と同じ)	
○小規模な構造設備の変更 * 50%未満の変更	①変更届 ②施設の構造設備の概要図	

理容所及び美容所の重複開設について

理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる施設に限り、理容所及び美容所を同一の場所で開設できます。

廃止届についての提出書類		理容師法 11 条②／美容師法 11 条②
○完全廃業 ○移転 ○名義を変えた時 ○大規模な構造設備の変更	①廃止届 ②確認書	

承継についての提出書類		理容師法 11 条の 3②、規則 21,22 条／美容師法 12 条の 2②、規則 21,22 条
○相続による開設者地位承継 (親 ⇒ 子 等)	①開設者地位承継届 ②戸籍謄本 (承継者が全員記載されているもの) または法定相続情報一覧図の写し ③営業者の地位の承継について相続人全員の同意書	
○合併・分割による開設者地位承継 (法人 A ⇒ 法人 B)	①開設者の地位承継届 ②合併 (分割) 後存続する法人、または合併 (分割) により設立法人の登記事項証明書	

その他の問合せ先

免許申請、書き換え、再交付、返納について	TEL 03-5579-6878
管理 理・美容師の講習会について	TEL 03-5579-6115
〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMF ビル笹塚01 (8F) 公益財団法人理容師美容師試験研修センター	

消毒をしましょう

理容師法施行規則第 25 条・美容師法施行規則 25 条より

かみそり（頭髮のカットのみの用途に使用するかみそりは除く）およびそれ以外の器具で血液の付着しているもの、またはその疑いのあるものの消毒の手順。

器具は、消毒の前に家庭用洗剤をつけたスポンジなどを用いて、器具の表面をこすり十分に洗浄し、次のいずれかの方法により行いましょう。

①煮沸消毒器による消毒

沸騰してから 2 分間以上煮沸する。

②エタノールによる消毒

76.9%~81.4%エタノール液（消毒用エタノール）中に 10 分間以上浸す。

③次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素 1000ppm）に 10 分間浸す。

かみそり以外の器具で、血液の付着している疑いのないものの消毒の手順。

器具は、前記のとおり十分に洗浄し、次のいずれかの方法により行いましょう。

①紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯より $85 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して 20 分以上照射する。

②蒸し器による消毒

器内が 80°C を超えてから 10 分以上湿熱に触れさせる。

③エタノールによる消毒

76.9%~81.4%エタノール（消毒用エタノール）を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面をふく。

④次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%~0.01%次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素 1000~100ppm）中に 10 分間以上浸す。

⑤逆性石ケン液による消毒

0.1%~0.2%逆性石ケン液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンザトニウム）中に 10 分間以上浸す。

⑥グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に 10 分間以上浸す。

⑦両性界面活性剤による消毒

0.1%~0.2%両性界面活性剤（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に 10 分間以上浸す。



足立保健所 生活衛生課生活衛生係

〒120-0011 足立区中央本町1-5-3

電話 03-3880-5374

ファックス 03-3880-6998

交通：東武スカイツリーライン 梅島駅 徒歩10分

五反野駅 徒歩15分

都営バス（北47） 都立足立高校前 徒歩2分